

# 上下水道の ガイドブック

## ～ 目次 ～

水道	1～2 P	こんなときはお届けください 水道・下水道の料金表
	3～4 P	ご家庭の水道の管理区分 漏水について 漏水の確認方法
	5～6 P	水の濁りについて 水道メーターの交換について
下水道	7 P	ご家庭の下水道の管理区分 こんなときはお届けください
	8～9 P	悪質な訪問販売にご注意を！！ 水道・下水道指定工事事業者について

### ★はじめに

水道の需要に応じて水道水を供給するときの水道料金その他の供給条件は、川西町水道給水条例（以下「給水条例」といいます。）によります。「給水条例」は、水道事業者と水道の需要者との給水契約の内容を示すもので、料金、給水装置工事の費用負担区分その他の供給条件を定めたものです。また、下水道を使用するときの使用料・排水設備工事の費用負担区分その他の使用許可条件は川西町下水道条例（以下「下水道条例」といいます。）によります。

## 奈良県川西町

## こんな時はお届けください

- ◇ 水道の使用を開始するとき
  - ・家を新築したとき
  - ・引っ越しをしてきたとき
  
- ◇ 届出内容を変更するとき
  - ・使用者や所有者が変わるとき
  - ・納入通知書の送付先を変更するとき
  
- ◇ 水道の使用をやめるとき
  - ・長期間使用しないとき
  - ・引っ越しをするとき

届出先：川西町水道部上下水道課(磯城郡川西町大字結崎 1460 番地)

届出は、書面で受け付けています。(川西町ホームページよりダウンロード可)  
※引っ越しのご連絡やお問い合わせの際には、水栓番号・住所・使用者のお名前・連絡先・電話番号・使用開始日もしくは使用中止日などを確認しますので、事前にご準備ください。(水栓番号は、使用水量のお知らせ(検針票)や納入通知書に記載されています。)

## お支払いの方法

水道料金・下水道使用料は、2ヶ月ごとに検針を行い、その使用水量に基づきお支払いいただきます。お支払い方法は、口座振替と納入通知書による支払いが選択できます。

### ◇口座振替支払い

振替日は、3日(金融機関が休みの場合は翌営業日)です。預金不足などで振替が出来なかった場合には、再振替を同月20日に行います。また、検針時のお知らせ票に口座振替済のお知らせを印字します。

### ◇口座振替の申込手続き

口座振替をご希望の場合は、金融機関でお申込み出来ますので、通帳・通帳印・水栓番号のわかるもの(使用水量のお知らせ(検針票)等)をご持参のうえ手続きをお願いいたします。手続きが完了するまでの間は、納入通知書でのお支払いとなります。

**【口座振替取扱い金融機関】**

○南都銀行 ○奈良中央信用金庫 ○奈良県農業協同組合 ○ゆうちょ銀行

◇納入通知書によるお支払い

納入通知書の裏面に記載されている金融機関、コンビニエンスストア等で、指定期日までにお支払いください。

※詳しくは「納入通知書」の裏面をご覧ください。

## 水道料金

(税抜)

基本料金 1ヶ月につき	585円
1 m <sup>3</sup> ～10 m <sup>3</sup> まで 1 m <sup>3</sup> につき	137円
11 m <sup>3</sup> ～20 m <sup>3</sup> まで 1 m <sup>3</sup> につき	166円
21 m <sup>3</sup> ～30 m <sup>3</sup> まで 1 m <sup>3</sup> につき	195円
31 m <sup>3</sup> ～40 m <sup>3</sup> まで 1 m <sup>3</sup> につき	224円
41 m <sup>3</sup> ～50 m <sup>3</sup> まで 1 m <sup>3</sup> につき	253円
51 m <sup>3</sup> ～以上 1 m <sup>3</sup> につき	292円

## 下水道使用料

(税抜)

一般排水	1 m <sup>3</sup> ～300 m <sup>3</sup> まで 1 m <sup>3</sup> につき	105円
中間排水	301 m <sup>3</sup> ～750 m <sup>3</sup> まで 1 m <sup>3</sup> につき	156円
特定排水	751 m <sup>3</sup> 以上 1 m <sup>3</sup> につき	200円

上記の各料金表に基づき算定した額に、消費税相当額を加えた額から10円未満の端数を切り捨てた金額が、水道料金及び下水道使用料となります。

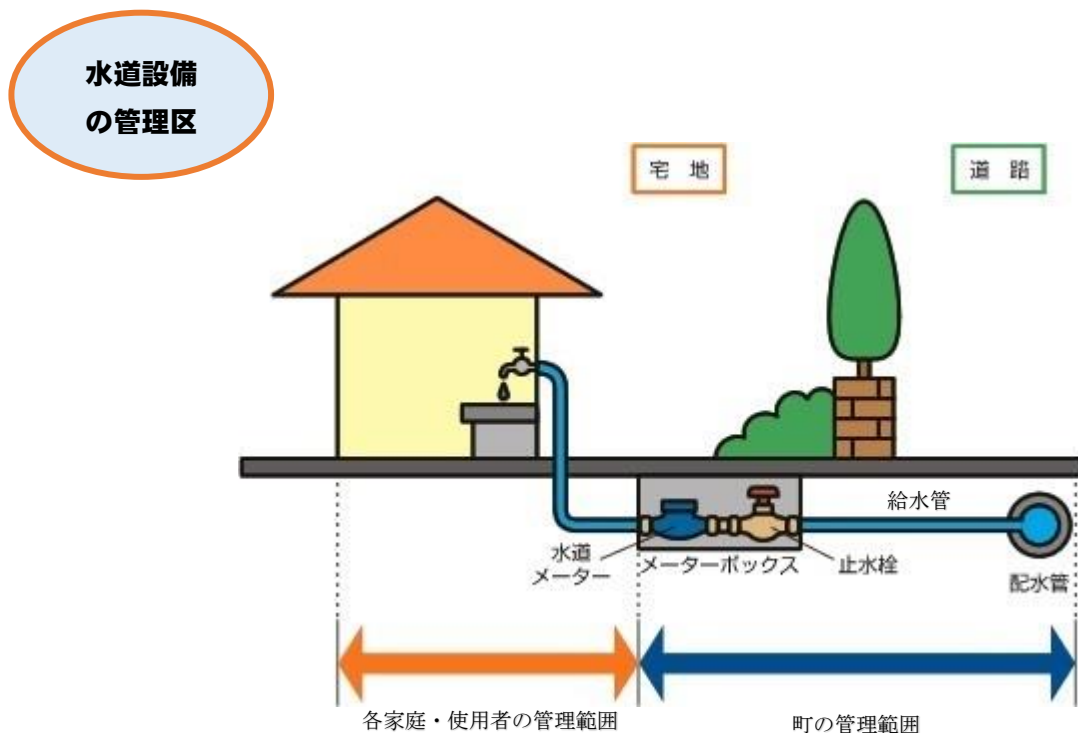
## ご家庭の水道の管理区分

### ○ご家庭の水道

水を送るために、公道に埋めている水道管を配水管といいます。配水管の分水栓から分かれて、家庭まで引き込まれた管を給水管といいます。配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結した蛇口などの給水用具を給水装置といいます。

### ○水道設備の管理区分

配水管から分かれて家庭まで引き込まれた給水装置は、設置者の財産となりますので、新設、撤去、改造や漏水修理などの費用は設置者の負担となります。ただし、町の管理範囲の漏水修理などについては、水道部の負担となります。



## ○漏水について

- 水を使っていないのに「シュー」と音がする。  
パッキンの消耗や、水道管の腐食や破損により水漏れしていることが考えられます。
- 水洗トイレを使用していないのに水が流れている。  
タンク内にあるボールタップ（浮き球式の弁）の故障が考えられます。
- 建物基礎・地面などがいつも漏れている。  
地下に埋設された水道管から漏水していることが考えられます。

### メーター以降の漏水の確認方法

- ①蛇口を全部閉める。  
(台所・洗面所・風呂・散水栓など)
- ②パイロットがまわっているかを確認します。
- ③パイロットがまわっていたら漏水している可能性があります。



パイロット

敷地内の漏水にかかる修理費用は、所有者の負担となりますので水道指定工事事業者に相談してください。

## 水の濁りについて

---

### ○白い水が出る

水のなかに空気が混入する場合や、湯沸器などで急速に加熱され、水中に溶け込んでいる空気が気泡となった場合、白く濁って見えることがあります。透明なコップに水をそそぎ、しばらく放置して、沈殿物がなく、下から透明になっていく場合は、飲用に差し支えありません。もし、沈殿物あり透明にならない場合は、飲用を止めて、上下水道課までご連絡ください。

### ○赤い水が出る

朝の使い始めに赤水（鉄サビ）が出る場合は、建物内の給水管が古くなっていると思われまので、水道指定工事事業者にご相談ください。

また、水道工事や水圧・流速の変化で一時的に赤水が発生する場合があります。赤水が出るときは、しばらく出しっぱなしにしてから使用することをお勧めします。このとき、放流した水は掃除や植木、庭のまき水など飲用以外に利用してください。

なお、水道工事などにより、赤水などの発生が予想される場合は、周辺の皆さまに事前にご連絡しますが、赤水の発生などで皆さまに何らかの影響がありましても、水道の性質上、不可抗力的な物であり、損害の賠償はできませんのでご理解願います。

## 給水管が凍ったら

---

### ○軽い凍結の場合

露出している管や蛇口にタオルなどを巻いて、その上からゆっくりぬるま湯をかけてから、熱い湯をかけてください。（急に熱い湯をかけると破損する場合があります。）

## 工事等に伴う給水制限

---

老朽化した水道管の取替えなどの工事のために給水制限や断水をする場合には、事前に周辺の皆さまにはお知らせをしておりますが、漏水事故や災害等のやむを得ない場合には、急に給水制限や断水を行う場合があります。この場合、皆さまになんらかの影響がありましても水道の性質上、不可抗力的なものであり、損害の賠償はできませんのでご理解願います。

## 水道メーターの交換について

---

### ○水道メーターの有効期間は8年です！

水道メーターは、計量法で有効期間が8年と定められているため、有効期限が近づくと新しい水道メーターに交換しています。

該当するお宅は、町の契約業者より交換のお知らせをした後、交換作業を行います。交換作業中（約15～30分程度）は、一時的に水道が使用できなくなります。ご協力をお願いいたします。（作業開始前及び作業終了後は業者よりお声を掛けさせていただきます。）

基本的には、交換時に立ち会っていただく必要はありませんが、メーターボックス周辺に物が置いてあったり、駐車してあると、メーター交換が出来ないため、移動していただくことになります。

メーターの検針・不慮の事故等に備え、日頃から水道メーターの周辺に物を置いたり、駐車しないようご協力をお願いいたします。

水道メーターは町の所有物（貸与品）ですので、交換費用は 無料 です。

## ご家庭の排水設備の管理区分

公共汚水ます以降の排水設備は、設置者の財産となりますので、新設、撤去、改造、修繕やトイレなどに係わる費用は設置者の負担となります。



**※川西町の下水道は分流式です！排水設備も汚水と雨水を別々に！**

宅地内の排水設備は、皆さんの財産となりますので、個人の負担で設置し管理していただきます。日頃から管理を忘れずに行ってください。

## こんな時はお届けください

公共下水道の使用を開始、休止、廃止、または再開される場合は、公共下水道使用開始（休止、廃止、再開）届を提出してください。

届出先：川西町水道部上下水道課（磯城郡川西町大字結崎 1460 番地）

※ 提出先は水道の届出先と同じです。



## 下水道に流してはいけないもの

排水管や下水道管を壊してしまったり、詰まらせてしまったりするものは、流してはいけません。

例えば・・・

生ゴミ、エンジンオイル・ガソリンなどの鉱物油、布類、紙おむつ、ゴム製品、薬品類など

下水道は、何でも流せるわけではありません。下水道は、わたしたち生活環境をよくするための公共財産です。下水道を使う一人ひとりが、ルールを守って大切に使用していかなくてはなりません。

## 悪質な訪問販売にご注意を！！

巧妙な手口で水道部職員を装ったり、水道部から依頼されたと偽ってご家庭を訪問したり、高価な浄水器や活水器の販売やリースを勧める悪質な訪問販売が増えています。

また、あたかも水道部からの指示のような口ぶりで、水道の給水管及び下水の排水管の点検、清掃、修繕などを行う業者が各地で営業活動をしています。

○水道部では、浄水器や活水器の直接販売や委託販売及びそれらを目的とした水質検査や修繕は行っておりません。

○水道部では、訪問による水質検査や配管調査、メーター検査、宅内の水圧検査、給水管の修繕・取替などは行っていません。  
なお、漏水工事等でお客様宅にお伺いするときは、身分証明の携帯や腕章等を着用して、目的を説明し調査を行っています。

## 災害発生時の飲用水の確保

---

突然の地震等は、ライフラインに大きな災害を引き起こします。大規模な地震発生直後は、一時的に水道が止まる可能性が考えられますので、各ご家庭でも日頃から地震に対して備えておくよう心がけましょう。

## 飲用水の確保

---

災害により断水が発生した場合、水道部では速やかに応急給水、復旧作業に取り組みますが、応急給水体制が整うまでは、各ご家庭で水を確保しなければなりません。一人1日3リットルを目安に清潔なペットボトルなどに飲用水をくみ置きして冷暗所に保存しておきましょう。(飲用可能期間は保存状態によって異なります。)

お風呂の残り湯は、災害時にいろいろな用途に使えますので水を貯めておきましょう。水洗トイレの雑用水などとして利用できます。(フタなどして事故防止をして下さい。)

## 水道・下水道指定工事事業者について

---

川西町内で水道や排水設備の新設や修繕等の工事を行うときは、川西町が指定した工事事業者でなければ施行することができません。町の指定を受けていない工事事業者に工事を依頼されて、基準に合わない工事をされますと様々なトラブルが発生いたしますので、工事をされるときは、必ず川西町指定工事事業者へお申し込みください。指定工事事業者については、水道部までお問い合わせください。

○ お問い合わせ ○

川西町 水道部 上下水道課  
奈良県磯城郡川西町結崎 1460 番地  
TEL 0745 - 43 - 0331

<http://www.town.nara-kawanishi.lg.jp/> (川西町ホームページ)